

(別表1)

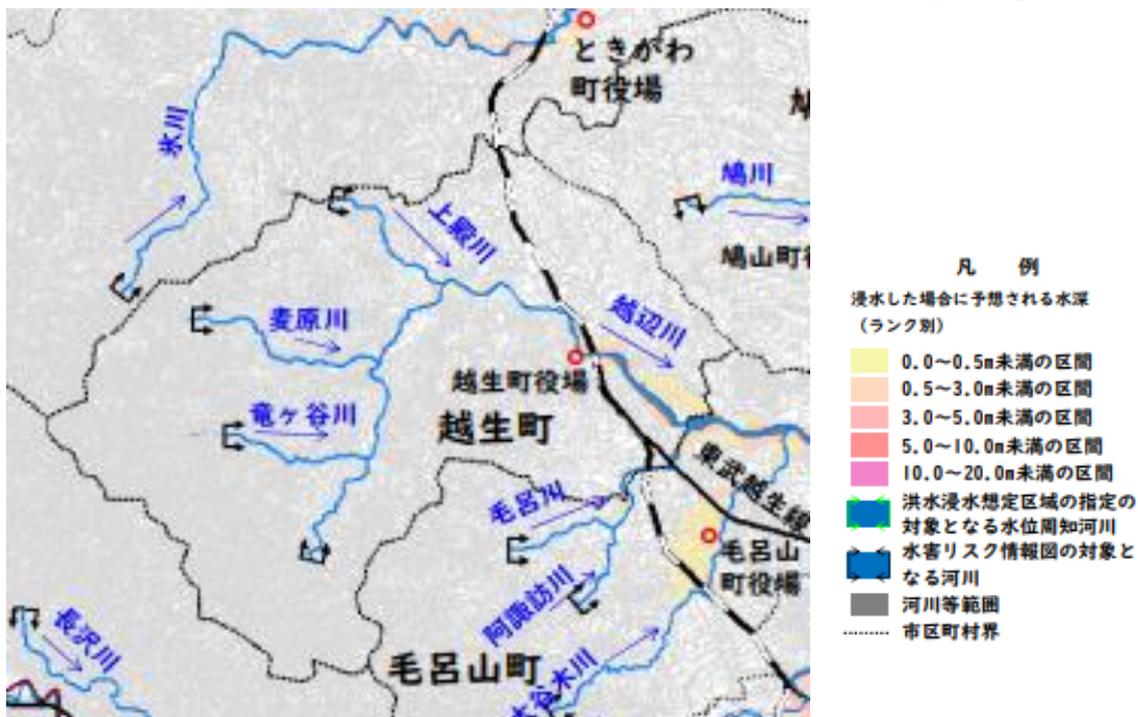
事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の被害リスク

【**水害**: 荒川水系入間川流域洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図、越生町ため池ハザードマップ、越生町地域防災計画】



<参考文献：「荒川水系入間川流域洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図」（令和2年5月）>

1 河川の現況

越生町(以下、当町)には、越辺川等の一級河川以外に準用河川の大橋川、普通河川の顔振川、三滝川、赤坂川等の河川が流れている。

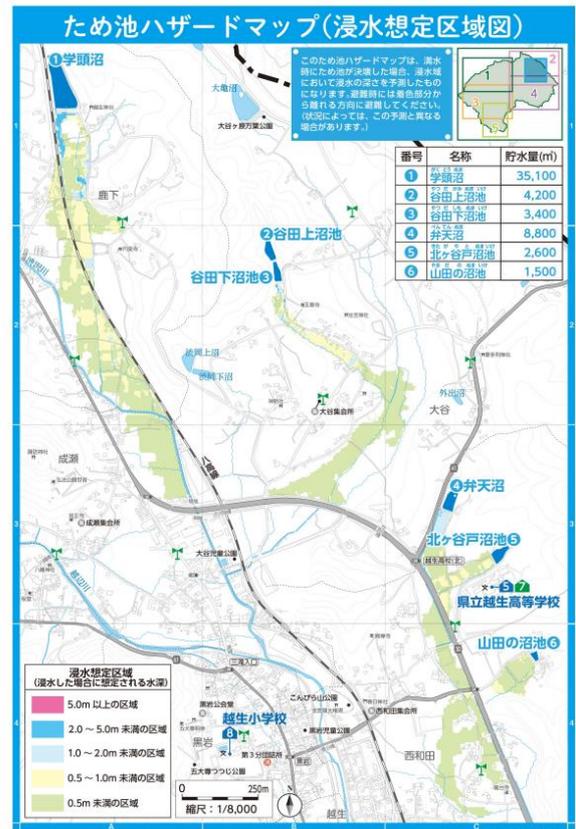
町の中央を貫流する一級河川越辺川は、大字越生から大字黒岩にかけて河川改修工事が行われている。また、平成11年8月12日からの集中豪雨では、梅園橋下流付近において越辺川が越流し、大字津久根地内で床上床下浸水が発生したが、その後、河床の浚渫を実施した。

区分	名称	流路延長 (km)	流域面積 (km ²)	砂防指定地の有無	備考
一級河川	越辺川	16.880	419.95	○	越生町～毛呂山町
一級河川	上殿川	2.500	3.41	○	
一級河川	麦原川	3.500	6.00	○	
一級河川	龍ヶ谷川	3.500	4.33	○	
一級河川	毛呂川	4.900	11.04	○	毛呂山町～越生町～毛呂山町
準用河川	大橋川	2.100	1.00		
普通河川	顔振川	—	—	○	
普通河川	三滝川	—	—	○	
普通河川	赤坂川	—	—	○	
普通河川	山入川	—	—	○	
普通河川	渋沢川	—	—	○	
普通河川	柳田川	—	—	○	
普通河川	赤衣川	—	—	○	
普通河川	高取川	—	—		
普通河川	橋戸川	—	—		

また、当町は県管理以外の河川で、氾濫の危険性が高い河川については、災害に備え、強化・整備していくものとする。現在、当町では浸水想定区域に指定されている箇所はない状況である。

このほか、町内には、ため池が6か所あり、ため池ハザードマップ（ため池浸水想定区域図）を設定している。

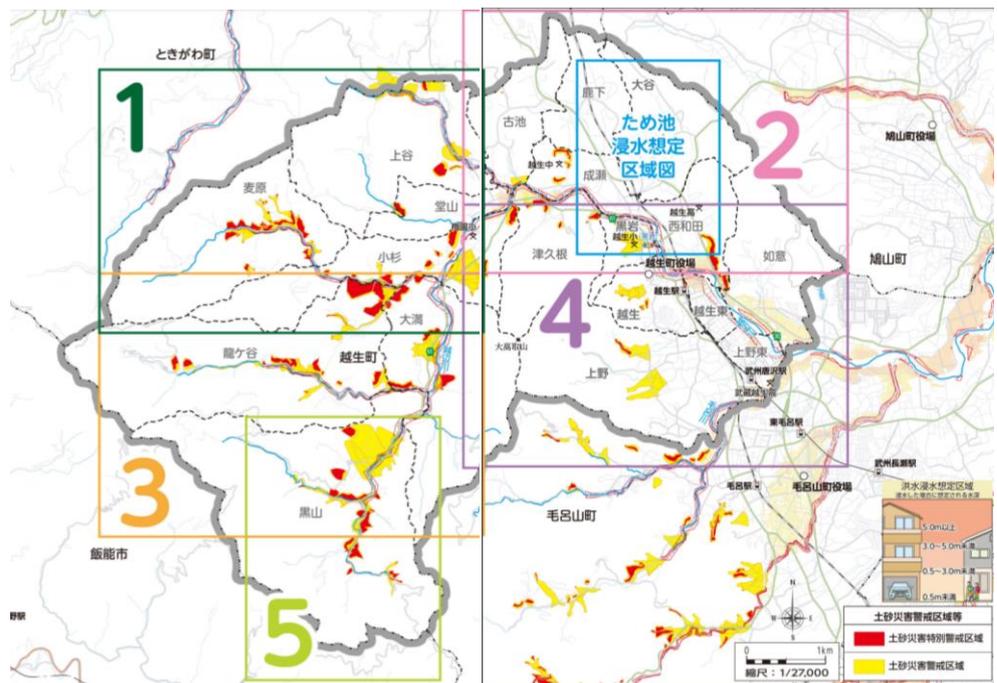
災害救助法が適用された令和元年東日本台風（台風第19号）における当町災害状況は、避難者数377世帯・901人、床上浸水1戸、床下浸水19戸、土砂崩れ25箇所、道路損壊33箇所、河川被害24箇所、堰・水路被害18箇所であった（越生町地域防災計画（令和2年3月改定））。



〈参考文献：「越生町ため池ハザードマップ」（令和4年3月）〉

【土砂災害：越生町水害・土砂災害ハザードマップ】

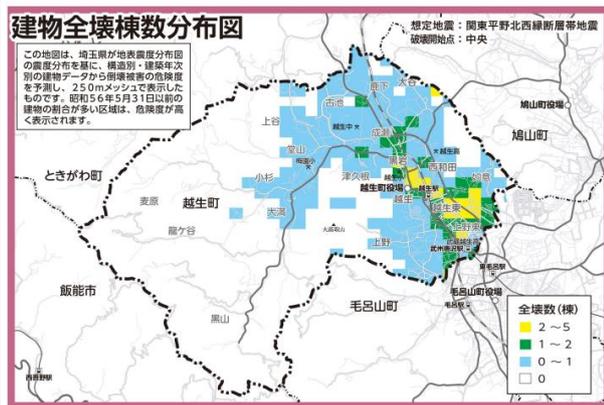
当町における土砂災害等警戒区域等は、右図エリアとなっており、全域で146箇所（越生町地域防災計画資料編（令和2年4月1日現在））ある。



〈参考文献：「越生町水害・土砂災害ハザードマップ」（令和4年3月）〉

【地震：平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査報告書、越生町地震による地域の危険度マップ】

地震による地域の危険度マップ



県が平成 24・25 年度に実施した埼玉県地震被害想定調査の結果によると、プレート境界で発生する地震として「東京湾北部地震」「茨城県南部地震」「元禄型関東地震」の 3 ケース、活断層で発生する地震として「立川断層帯による地震」「関東平野北西縁断層帯による地震」の 2 ケース、合計で 5 つの地震について被害予測を実施している。

その結果、当町においては「関東平野北西縁断層帯による地震」の被害が最も大きいと想定されるため、この計画における地震被害想定とすることで、県との整合性を図りながら町の震災対策を進めることとする。

「関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点中央）」による地震被害想定では、震度 6 強の揺れが発生し、建物の被害については、全壊 120 棟、半壊 502 棟と、全建物の約 1 割に大きな被害が発生すると想定されている。

なお、当町に関係する断層としては、「越生断層」の存在が確認され、活断層の可能性があると評価されているが、最新活動時期や平均活動間隔が不明とされており、具体的な知見データは得られていない。

当町では、震度分布図及び建物全壊棟数分布図として「地震による地域の危険度マップ」を作成し、住民への周知を図っている。

<参考文献：「越生町地震による地域の危険度マップ」（令和 4 年 3 月）>

【感染症：越生町ホームページ <https://www.town.ogose.saitama.jp/>】

近年、新型コロナウイルスによる感染症が複数発生し、当町でも令和 4 年 9 月 26 日現在で延べ 1,250 名が感染した（越生町ホームページより）。新型インフルエンザはこれまでも世界的に大きな流行を繰り返し、人々の生命・健康に重要な影響を与えてきた。新型コロナウイルスにおいても（再度）感染症の影響が拡大した場合、事業の継続に大きな支障をきたす可能性がある。

(2) 商工業者の状況

① 事業者数及び小規模事業者数

当町の商工業者数は、平成 24(2012)年が 486 者、平成 28(2016)年が 454 者である。

小規模事業者数は平成 24(2012)年が 404 者、平成 28 年が 375 者であり 4 年間で 7.2%減少している。産業別に減少率をみると、宿泊・飲食業(△21.4%)の減少率が高い。一方、医療、福祉では増加がみられる。

	建設	製造	情報通信	卸・小売	宿泊・飲食	医療、福祉	他サービス	その他	計
平成24年									
事業所数	80	97	1	100	51	22	109	26	486
小規模事業所数	80	89	1	80	42	3	86	23	404
平成28年									
事業所数	72	88	0	94	43	27	105	25	454
小規模事業所数	72	80	0	74	33	9	83	24	375
増減(H28年-H24年)									
事業所数	△8	△9	△1	△6	△8	5	△4	△1	△32
増減割合	△10.0%	△9.3%	△100.0%	△6.0%	△15.7%	22.7%	△3.7%	△3.8%	△6.6%
小規模事業所数	△8	△9	△1	△6	△9	6	△3	1	△29
増減割合	△10.0%	△10.1%	△100.0%	△7.5%	△21.4%	200.0%	△3.5%	4.3%	△7.2%

〈参考文献：総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」より一部加工〉

事業者の立地状況としては、以下のとおりである。

業種	商工業者数	小規模事業者数	主な立地状況等
建設	72	72	主に東部・南部地域に点在し、木工建具製造業については中央部、西部山間部に集積する。
製造	88	80	
情報通信	0	0	
卸・小売	94	74	商業・サービス関連事業所は、東部を縦断する県道 30 号バイパス沿いと越生町役場周辺、そして観光名所「越生梅林」周辺に多く集積する。このほか近年、北西部にカフェが増えている。
宿泊・飲食	43	33	
医療、福祉	27	9	
他サービス	105	83	
その他	25	24	

② 事業継続計画 (BCP) 及び事業継続力強化計画の策定状況

越生町商工会(以下、当会)の調べでは令和 4 年 9 月末までにおいて、「事業継続力強化計画」の認定を受けた当町の事業者数は 1 者のみである。

事業継続計画 (BCP) の策定事業者数については未調査であるが、全体的に低いと推測される。

(3) これまでの取組み

① 当町の取組み

災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)の規定に基づき越生町地域防災計画を策定(令和 2 年 3 月改定)。計画は、当町の地域に係る災害に関し、町及び防災関係機関がその全機能を有効に発揮し、町民の協力のもとに災害予防・災害応急対策・災害復旧等の災害対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としている。

計画は、全 5 編(総論、震災、風水害、事故その他災害、複合災害)及び資料編で構成され、各種

災害対策を実施している。

- ・越生町防災計画の策定
- ・防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・備蓄倉庫の整備
- ・防災 行政 メール
- ・防災行政音声対応サービス
- ・SNS（スマートシティ防災システム 等による防災情報の発信
- ・越生町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・越生町防災マップ(水害・土砂災害ハザードマップ)の作成

② 当会の取組み

【周知対応】

- ・県等主催等の事業継続計画（BCP）策定セミナーの周知と参加促進

【保険対応】

- ・ビジネス総合保険（全国商工会連合会・埼玉県中小企業共済協同組合）の周知及び加入促進
- ・総合火災共済（埼玉県火災共済協同組合）の周知及び加入促進

【災害時対応】

- ・地区内事業者の被災状況収集及び関係機関への報告
- ・被災事業者に対する各種補助金制度の周知及び申請支援

【感染症対応】

- ・衛生用品（アルコール消毒液、マスク、飛沫防止パネル等）の設置
- ・感染防止対策の周知、対応支援
- ・事業者に対する各種補助金、給付金等の情報提供

II. 課題

当会や地区内事業者の自然災害・感染症リスク対策における課題は以下のとおりである。

（1）事業者の取組状況に関すること

- ① 小規模事業者においては、災害リスクへの認識や災害時における情報収集手段、避難場所、事業者の責務等、事業継続に関する知識が充分ではない。
- ② 防災や減災の取り組みを図る事業継続計画（BCP）および事業継続力強化計画を策定している事業者は一部に限られている。

（2）商工会の支援体制に関すること

- ① 事業継続計画（BCP）、事業継続力強化計画の策定支援に対する取り組みは、国や県の施策普及の広報周知活動にとどまっており、事前対応の活動が十分とはいえない。
- ② 職員の災害に関する平時・緊急時の対応（各種損害保険やBCP作成支援等）を推進するノウハウやスキルが不足している。
- ③ 職員間で情報や責任共有が十分に浸透しておらず、実際の災害発生時に機能しない懸念がある。

（3）外部との連携に関すること（行政・損害保険会社等）

- ① 被災からの早期の復旧・復興を行い、経済的被害を最小限にとどめるためには、当会と当町の間における緊急時のより具体的な取り組みや協体制等構築が必要である。
- ② 災害時対応やリスク軽減対策のためのBCP策定・保険等の加入促進に対する助言を行える職員が不足しているため、県や外部機関とも連携した支援を強化する必要がある。

(4) 感染症対策に関すること

- ① 地区内事業者に対して予防接種の推奨、手洗いの徹底、出社のルール作り、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の周知など状況に応じた支援を強化する必要がある。

Ⅲ. 目標

目標は次の4項目とする。

越生町地域防災計画を踏まえた当会の事業継続力強化支援計画を策定し、当町と当会が一体となり、地区内事業者の自然災害等に対する事前対策や発生後の速やかな復旧を目指した取り組みを実施する。

(1) 事業継続力強化面での目標

- ① 地区内事業者に対し、災害リスクや感染症等リスクを認識させ、BCP策定の必要性を周知する。
- ② 地区内事業者に対し、「事業継続計画(BCP)」「事業継続力強化計画」策定の支援を行う。
- ③ BCPの策定支援を行った地区内事業者に対しフォローアップを行い、環境の変化に応じて計画のPDCAサイクルを回す。

(事業継続力強化計画・事業継続計画を通じた目標)

- ① 意識向上と被害発生時における迅速な対応行動の実現
- ② 自然災害等における事業縮小や倒産のリスクの軽減
- ③ 従業員が安心して働ける環境づくり
- ④ 顧客や市場からの企業的・社会的な信用の獲得



(事業継続計画)

- ① 優先して継続・復旧を行う中核事業の特定
- ② 緊急時における中核事業の復旧目標時間の設定
- ③ 事業継続に向けた設備・仕入品等の代替策の準備
- ④ 従業員・顧客と事業継続に向けたプロセスの明確化

(事業継続力強化計画)

- ① 災害等のリスク対応に取り組む必要性の認識
- ② 事業活動に影響を与える自然災害等の想定
- ③ 安全確保、防災、復旧に向けた事前対策の抽出
- ④ 迅速な初動対応体制の整備、訓練・教育の実施

(2) 災害発災・発生後の被害状況の把握や応急復旧活動面での目標

- ① 災害発生時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報確認・報告ルートを構築する。
- ② 災害発生後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、その他の関係機関(埼玉県商工会連合会、埼玉県火災共済協同組合、損害保険会社)との連携体制を平時から構築する。

(3) 感染症発生時の被害状況の把握や感染拡大防止面での目標

- ① 感染症の国内感染拡大期、地区内感染拡大期には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における連絡・支援体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

(4) 当会における支援体制面での目標

- ① 各種研修会に当会職員を派遣し、各種損害保険や事業継続計画（BCP）・事業継続力強化計画の策定等を推進するための知識やノウハウの習得を通じて資質の向上を図る。
- ② 当会策定の「事業継続計画（BCP）」の全職員での共有と計画に基づく行動確認や訓練を実施する。
- ③ 当会が果たすべき役割や行動計画を災害発生直後、災害発生後、復旧に向けた時期に分けて整理し、対応事項や手順などを危機管理マニュアルとして作成し、災害発生時の早期業務復旧の体制作りを行う。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

I. 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）

II. 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

1. 事前の対策

(1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知及び計画策定支援

① 小規模事業者のリスク把握・周知

- ・ 当会職員による巡回や窓口指導時に当町ハザードマップや地震ハザードステーション（J-SHIS）等を用いて、事業所立地場所の自然災害等の発生リスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明する。

② リスク対策の広報周知

- ・ 町広報、商工会報、ホームページ、SNS、指導時等において、国や県等の施策の紹介やリスク対策の必要性、事業継続計画（BCP）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 同様にリスクファイナンス対策として、リスク軽減のための損害保険等（自然災害の損害補償や感染症特約付き休業補償など）の概要等を紹介する。

③ 事業継続計画・事業継続力強化計画の策定支援

- ・ 専門家を招聘し、「事業継続計画（BCP）」、中小企業等経営力強化法に基づく「事業継続力強化計画」の策定に関するセミナーや個別相談会を開催する。
- ・ セミナーや個別相談会に出席した地区内事業者に対して専門家を派遣し、「事業継続計画（BCP）」「事業継続力強化計画」の策定に向けた支援を行う。

④ 感染症リスクへの対策・環境整備支援

- ・ 業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・ 当会においてもWeb会議や交代勤務（在宅勤務）の導入に向けて、必要な機器や通信環境等を整備する。

⑤ 当会職員の支援スキルの向上

- ・ 事業者のBCP策定支援、保険や共済の重要性について助言する知識やノウハウの向上を図るため、各種研修会へ当会職員を派遣する。

⑥ 防災備品の備蓄

- ・ 自然災害等による被害に備えて、可能な範囲内で防災備品や食料等を購入し、備蓄する。
- ・ 同様に感染症の対策用品（消毒液やマスク等）を購入し、備蓄する。

(2) 商工会自身の事業継続計画の作成

令和6年3月末までに当会の「事業継続計画（BCP）」を策定する。

(3) 行政・関係団体等との連携

① 損害保険会社等と連携し、地区内事業者を対象に災害リスクに備えた損害保険制度の説明会や個別相談会を開催する。

② 被災した地区内事業者が低金利融資を早期に受けられるよう金融機関と協力、連携を図る。

③ 被災した地区内事業者が早期復旧できるよう優先的な修繕・修理に向け建設関連団体と連携す

る。

- ④ 当会と当町の行政懇談会や埼玉県商工会連合会、川越比企地域連携型事業連絡会議での会合時などに各機関の取組状況等の情報交換を行い、効果的な支援策等を習得し、取り入れを図る。

(4) フォローアップ

- ① 地区内事業者の事業継続計画（BCP）及び事業継続力強化計画の進捗について、当会職員が巡回や窓口等で確認し、改善や見直しが必要な場合には専門家を交えるなどしてフォローを行う。

(5) 当該計画に係る訓練の実施

- ① 地震等の自然災害発生を想定して、当会と当町産業観光課との連絡ルートが迅速に機能するかの確認を行う。
- ② 当会職員の安否確認、避難訓練の他、地区内事業者の被害状況の確認などの訓練を行う。
- ③ 災害や感染症等の影響により、当会職員の欠勤が起こりうるため、全職員の多能工化やデータによる可視化を推進する。

2. 発生後の対策

自然災害等の発生時には、自分自身の安全確保を第一とする。身の安全が確保された上で、人命救助を最優先に取り組み、続いて下記の手順により地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡・情報共有を行う。

(1) 応急対策の実施可否の確認

- ① 発災後直ちに LINE ワークス及び商工会災害システムを活用して、職員の安否確認及び被害状況の把握を行う。その際には、家族の安否確認も行うほか、業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を情報収集し、当会と当町、埼玉県商工会連合会で共有する。
- ② 国内感染症発生後には、職員の体調確認を行うとともに、備品の消毒、職員の手洗いやうがい等の徹底を行う。
- ③ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、埼玉県の対処方針に基づき当会による感染症対策を行う。

(2) 応急対策の方針決定

【大規模自然災害】

- ① 当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ② 地震、火災、暴風、豪雨等による被害が発生し、命の危険を感じると職員自身が判断した場合は、出勤せず職員自身がまず安全確保を行い、警報解除後に安全確認を行った上で出勤する。
- ③ 職員全員が被災するなど応急対策ができない場合は、当町および埼玉県商工会連合会にも応援要請をして役割分担を決める。
- ④ 大まかな被害状況を速やかに確認し、その状況を当町および埼玉県商工会連合会等の関係機関と速やかに情報共有を行い、以下の応急対策を実施する。

(被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害の状況	応急対策の方針
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自身の安全を確保 ・ 地域被災者の人命救助への協力 ・ 被害状況の把握および報告 ・ (特別) 相談窓口の設置および応急支援業務の実施
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況の把握および報告 ・ 地域災害対策への協力 ・ (特別) 相談窓口の設置および応急支援業務の実施
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目立った被害の情報がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別な対応なし

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

⑤ 当会と当町は災害時、以下の間隔で被害状況等を共有する。

時期	交換頻度
発生後～1週間	1日に2回程度共有する。 ※必要に応じて追加する
1週間～2週間	1日に1回程度共有する。
3週間～1ヶ月	1週間に2回程度共有する。
1ヶ月以降	新たな被害が判明した時点で共有する。

※連絡は、電話・FAX・メール、携帯等を用いて行う。ただし、通常の連絡手段が使えない場合には当会が町役場を訪問し、直接被害情報等を報告する。

※埼玉県商工会連合会等の関係機関には、適時被害状況等を報告する。報告には全国商工会連合会の商工会災害システムも活用する。

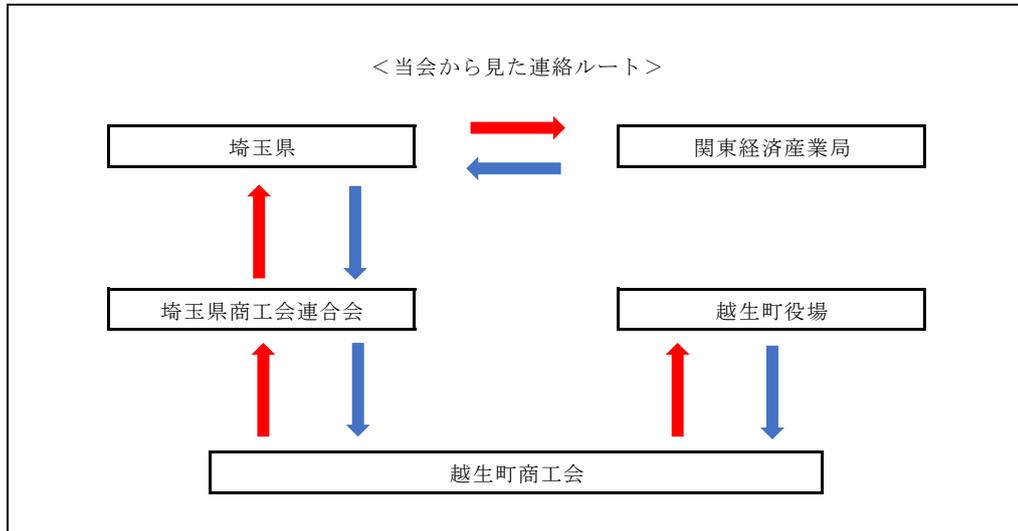
【脅威となる感染症】

- ① 当町で取りまとめた「越生町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務(在宅勤務)を導入するなど体制維持に向けた対策を実施する。
- ② 当会職員のいずれかが感染した場合は、保健所や県等の指示に従うものとし、場合によっては事務所を閉鎖する。
- ③ 職員全員が感染するなど応急対策ができない場合は、当町および埼玉県商工会連合会にも応援要請をして役割分担を決める。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ① 自然災害等発生時に、地区内事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ② 当町からの要請等に基づき、被災地域において二次被害を防止するための諸活動を実施する。

- ③ 当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。なお、国や県から指示があった場合は、その指示に基づいて算定する。
- ④ 当会と当町が共有した情報を埼玉県が指定する方法にて埼玉県商工会連合会・埼玉県に報告する。
- ⑤ 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を埼玉県の指定する方法にて埼玉県商工会連合会・埼玉県に報告する。



（４）応急対策時の地区内事業者に対する支援

- ① 相談窓口の開設方法について、当町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ② 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ③ 相談窓口・特別相談窓口においては、金融支援、共済・保険手続き支援、労務支援、税務支援、被災事業者施策支援、支援策要望を優先的に実施する。
- ④ 地区内事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ⑤ 必要に応じて当会の備品機材の貸出しや配布を行う。
- ⑥ 応急時に有効な被災事業者施策（国、県、町等の施策）について、地区内事業者等へ周知及び説明を行う。
- ⑦ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある地区内事業者を対象とした支援策の提供や相談窓口の開設等を行う。

（５）地区内事業者に対する復興支援

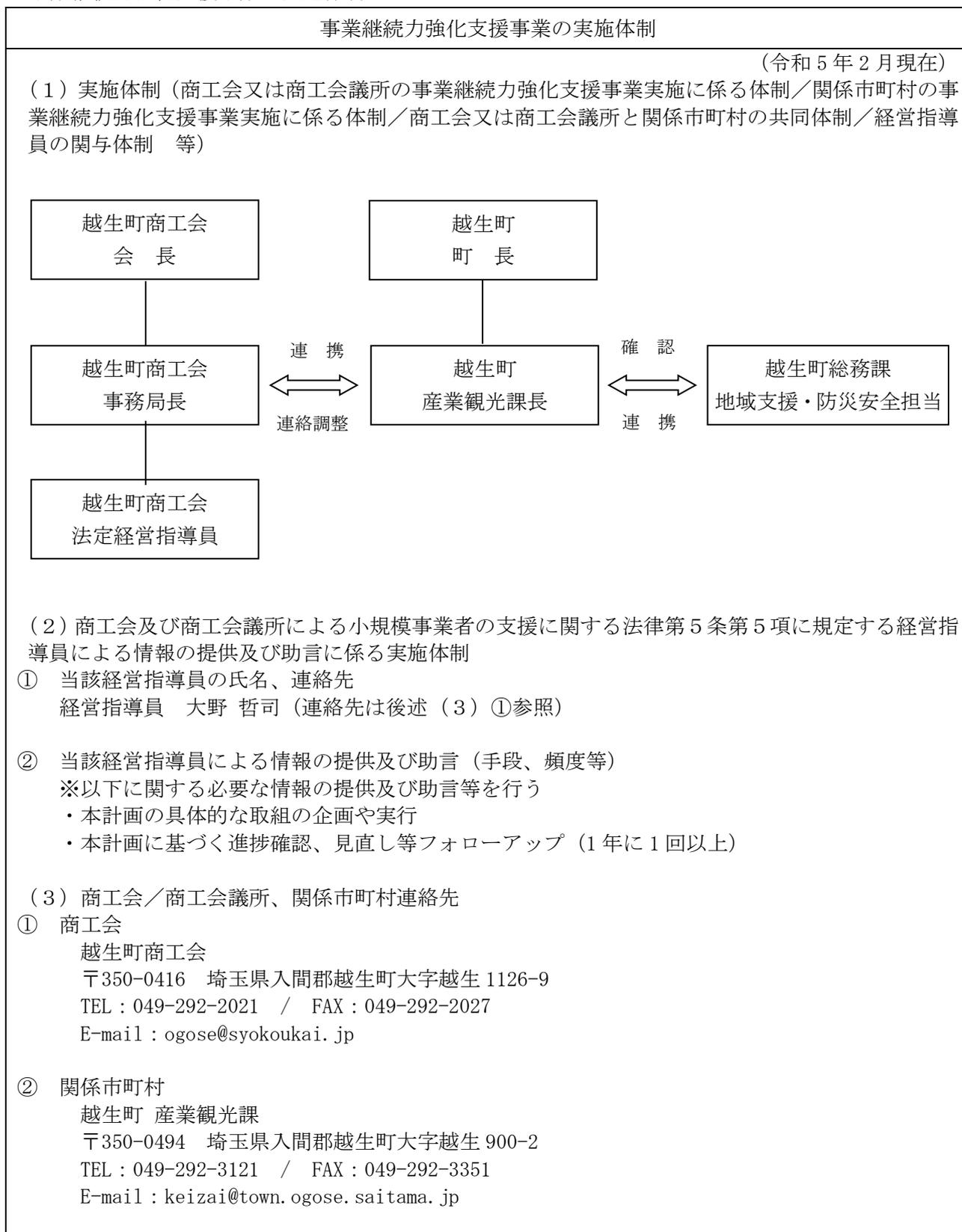
- ① 国・埼玉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対して支援を行う。
- ② 被災事業者に各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要「罹災証明書」について周知し、取得を促す。
- ③ 被害規模が大きく、当会職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を埼玉県・埼玉県商工会連合会等に相談する。
- ④ 事業再建計画の策定を支援する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・ 専門家派遣費	50	50	50	50	50
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ 周知活動費	50	50	50	50	50
・ BCP対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、越生町補助金、埼玉県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
・埼玉県商工会連合会 会長 三村 喜宏 〒330-8669 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-7-5 ソニックシティビル 7階 TEL:048-641-3617 ・埼玉県火災共済協同組合 理事長 三村 喜宏 〒330-8669 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-7-5 ソニックシティビル 7階 TEL:048-641-9203 ・埼玉県中小企業共済協同組合(損害保険ジャパン株式会社 取扱代理店) 理事長 三村 喜宏 〒330-8669 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-7-5 ソニックシティビル 10階 TEL:048-644-4281
連携して実施する事業の内容
① 小規模事業者に対する災害リスクの周知 ② 商工会自身の事業継続計画の作成 ③ BCP 普及啓発セミナーの開催
連携して事業を実施する者の役割
① パンフレット等広報物の提供 ② 専門家派遣 ③ 事業継続計画策定支援ツールの提供 ④ 損害保険等の紹介
連携体制図等
<pre> graph TD A[越生町商工会 事務局長] --- B[越生町商工会 法定経営指導員] B --- C[埼玉県商工会連合会 埼玉県火災共済協同組合 埼玉県中小企業共済協同組合] B --> D["①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②BCP普及啓発セミナーの開催"] C --> E["③事業継続計画策定支援ツールの提供 ④損害保険、共済保険等の紹介"] D --> F[小規模事業者] E --> F </pre>